定款

株式会社 estie

2018 年 12 月 11 日　設立
2019 年 03 月 20 日　変更
2019 年 12 月 27 日　変更
2020 年 03 月 17 日　変更
2020 年 06 月 12 日　変更
2022 年 1 月 11 日　変更
2022 年 3 月 1 日　変更
2023 年 11 月 1 日　変更
2024 年 4 月 1 日　変更
2024 年 9 月 19 日　変更
2025 年 4 月 1 日　変更
2025 年 8 月 29 日　変更
2026 年 7 月 24 日　変更
2026 年 8 月 31 日　変更

株式会社 estie 定款

第 1 章　総 則

（商号）

第 1 条　当会社は、株式会社 estie と称し、英文では estie, inc.と表示する。

（目的）

第 2 条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

（1）不動産の仲介、賃貸、売買及び管理

（2）オフィスビル、マンション、アパート等の不動産の管理、賃貸、売買、仲介並びにコンサルティング

（3）不動産の仲介、賃貸、売買のサポートシステムの開発、運営、販売

（4）インターネットを利用した各種情報提供サービス

（5）コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務

（6）IT（情報技術）を活用した業務改善に関するコンサルティング

（7）データベースの企画、設計、開発、販売及び提供業務並びにデータベース構築のコンサルティング

（8）各種データ解析作業の受託及びコンサルティング

（9）各種イベントの企画、制作、運営及び実施

（１０）前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店所在地）

第 3 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（1）取締役会

（2）監査役

（3）監査役会

（4）会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章　株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、6100 万株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条　当会社は、取締役会の決議をもって、市場取引又は公開買付の方法によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第 10 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（株主名簿管理人）

第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 12 条　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株 主 総 会

（招集）

第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 18 条　株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、3 名以上とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2．　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2．　代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3．　取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集）

第 23 条　取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2．　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条　取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2．　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条　当会社の監査役は、3 名以上とする。

（監査役の選任）

第 31 条　監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）

第 33 条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 34 条　監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第 36 条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 37 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 38 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2．　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約

を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 39 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 40 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 41 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 42 条　当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 43 条　当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項について、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 44 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

2．　当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質者に対して、中間配当を行うことができる。

3．　前二項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（配当財産の除斥期間）

第 45 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2．　前項の未払配当金には利息をつけない。

附則

（電子提供措置等の設定の効力発生日）

附則第 1 条　第 15 条（電子提供措置等）は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行する会社となった日から効力を生じるものとする。

2．　本条の規定は、当会社が振替株式を発行する会社となった日にこれを削除する。

（法令の準拠）

附則第 2 条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以　上